

今後の減災対策協議会について（案）

吉野川中流（下流）大規模氾濫に関する減災対策協議会（以下、「本会」という。）においては、防災・減災に関する取組を継続的に推し進めるため、「令和7年度までに実施する被害の軽減、早期復旧・復興のための取組」により取組方針を定め、避難・水防に係る対策を実施してきた。

令和7年度において、当該取組方針が終了することから、令和8年度以降の本会のあり方について、下記にて推進することを確認する。

記

- 本会は水防法に基づいて設置される法定会議である一方、「流域治水協議会」の取組とも親和性を持つものであるため、引き続き状況に応じた流域治水協議会との合同開催にて取組を推進するものとする。ただし、今後は年度上期（主に出水期前）の開催^{※1}においては、減災対策協議会をメインとした会議内容とし、下期（主に年度末）においては、流域治水協議会をメインとした会議内容とすることで、各構成員の参加負担を軽減しつつ、より強固な防災・減災の実現に向けた協議を実施する。

※1：基本は従来通り幹事会のみ開催

- 本会において策定した「避難・水防にかかる対策」での「取組方針」については、今後も継続的（断続的）に実施する取組が多いことから、令和8年度以降も現在の取組項目を継続するものとする。

以上